

# 山梨県公報

号外第二十七号

平成十九年

三月三十日

金 曜 日

## 目 次

### 選挙管理委員会

条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数	一
県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数	一
県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数	一
山梨県議会議員一般選挙の執行	二
山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者	二
山梨県議会議員一般選挙において山梨県選挙管理委員会書記が駐在して職務する場所	三
山梨県議会議員一般選挙において候補者等が山梨県選挙管理委員会にする届出等の受付場所	四
山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場所及び日時	五
山梨県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日	五
山梨県議会議員一般選挙において開票事務を選挙会事務に併せて行う選挙区	六
山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙運動に関する支出金額の制限額	六
山梨県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所(十六件)	六
山梨県議会議員一般選挙における選挙区の選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時(十六件)	八

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

一四、一五六

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数である。

平成十九年三月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

一八四、六二六

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

三分の一の数

五、一一二

一一、五九七

一一、〇一六

五三、〇四〇

一四、一八九

九、九八二

一〇、五四九

八、四四二

選挙区名  
西八代郡  
南巨摩郡  
南都留郡  
甲府市  
富士吉田市  
都留市・西桂町  
山梨市  
大月市

韮崎市 八、五二二  
 南アルプス市 一八、九八五  
 北杜市 一三、八〇二  
 甲斐市 一九、一五〇  
 笛吹市 一九、二一三  
 上野原市・北都留郡 八、一六四  
 甲州市 九、九六六  
 中央市・中巨摩郡 一、一九二

**山梨県選挙管理委員会告示第三十四号**

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成十八年法律第七号）第一条第一項の規定により山梨県議会議員一般選挙を次のとおり執行する。

平成十九年三月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

- 一 選挙の期日 平成十九年四月八日
- 二 選挙すべき議員の数

選挙区	議員数
西八代郡	一人
南巨摩郡	二人
南都留郡	二人
甲府市	九人
富士吉田市	二人
都留市・西桂町	二人
山梨市	二人
大月市	一人
韮崎市	一人
南アルプス市	三人
北杜市	二人
甲斐市	三人
笛吹市	三人

上野原市・北都留郡 一人  
 甲州市 二人  
 中央市・中巨摩郡 二人

**山梨県選挙管理委員会告示第三十五号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成十九年三月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

選挙区名	選挙所		氏名	職務代理者	
	住	所		住	所
西八代郡	南アルプス市下今井四八三番地		戸栗敏	中央市東花輪九一四番地二	田中喜文
南巨摩郡	甲府市中央二丁目七番一五号		新海治夫	南アルプス市在家塚二二四一番地二	若尾誠
南都留郡	上野原市桐原八六一番地		山口創生	笛吹市一宮町北都塚一九九番地	中村一也
甲府市	甲府市上石田二丁目三五番一三号		山田泰良	甲府市青葉町一一番三三号	近藤昭
富士吉田市	富士吉田市新倉一三七五番地		渡辺光治	富士吉田市大明見二八二番地	柏木鐵雄
都留市・西桂町	都留市中央二丁目六番五号		富田一明	都留市桂町一〇七五番地	天野正夫
山梨市	山梨市牧丘町西保中一八八三番地		奥山袈裟義	山梨市東一〇六〇番地	鈴木知美
大月市	大月市七保町葛野二〇五九番地		鈴木紀男	大月市笹子町黒野田一七四九番地	平井日出男
韮崎市	韮崎市穂坂町三ツ澤二八二六番地		岡田邦男	韮崎市清哲町青木一八九〇番地一	雨宮高
南アルプス市	南アルプス市飯野二七六二番地		中澤淳子	南アルプス市下高砂二〇一番地一	三枝晉
北杜市	北杜市明野町上手四一九八番地		三井敏彦	北杜市武川町三吹二四二八番地	平田忠壽
甲斐市	甲斐市竜王新町六二二番地		小宮山恒三	甲斐市島上条四四九番地	窪田猛
笛吹市	笛吹市八代町岡四二八番地二		酒井光政	笛吹市御坂町竹居七九一番地	立澤竹次郎
上野原市・北都留郡	上野原市上野原一六八〇番地二		佐々木勇	上野原市秋山八五六一番地	天野健
甲州市	甲州市勝沼町上岩崎一一三番地二		上野昭男	甲州市塩山中萩原八〇四番地	柏原正英
中央市・中巨摩郡	中央市東花輪四〇二番地		田中利夫	中央市極楽寺七〇五番地	松村昭彦

**山梨県選挙管理委員会告示第二十六号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙における市の選挙区(都留市・西桂町選挙区、上野原市・北都留郡選挙区及び中央市・中巨摩郡選挙区を含む。)において、山梨県選挙管理委員会書記が駐在して執務する場所は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

選挙区名 山梨県選挙管理委員会書記が駐在して執務する場所

甲府市	甲府市丸の内一丁目一八番一号	甲府市役所
富士吉田市	富士吉田市下吉田一八七七番地	富士吉田市立産業会館
都留市・西桂町	都留市上谷二丁目一番一号	都留市役所
山梨市	山梨市小原西九五五番地	山梨市働く婦人の家別館
大月市	大月市大月二丁目六番二〇号	大月市役所
韮崎市	韮崎市水神一丁目三番一号	韮崎市役所
南アルプス市	南アルプス市小笠原三七六番地	南アルプス市役所
北杜市	北杜市須玉町大豆生田六九一番地一	北杜市役所
甲斐市	甲斐市篠原二六一〇番地	甲斐市役所
笛吹市	笛吹市石和町市部七七七番地	笛吹市役所
上野原市・北都留郡	上野原市上野原三八三二番地	上野原市役所
甲州市	甲州市塩山上於曾一〇四〇番地	甲州市役所
中央市・中巨摩郡	中央市白井阿原三〇一番地一	中央市役所

山梨県選挙管理委員会告示第二十七号

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙において、候補者等が山梨県選挙管理委員会にする届出等の受付場所は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

届出事項等	受付場所
選挙事務所設置（異動）届 出納責任者選任（異動）届 選挙運動事務員等の届 選挙運動の公費負担の届	郡の選挙区にあつては、山梨県選挙管理委員会事務局 市の選挙区（都留市・西桂町選挙区、上野原市・北都留郡選挙区及び中央市・中巨摩郡選挙区を含む。）にあつては、当該市の市役所（ただし、富士吉田市にあつては富士吉田市立産業会館、山梨市にあつては山梨市働く婦人の家別館及び上野原市にあつては上野原市文化ホール）
選挙運動に関する収支報告書	山梨県選挙管理委員会事務局

山梨県選挙管理委員会告示第二十八号

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

選挙区名	場	所	日	時
西八代郡	甲府市丸の内一丁目六番一号	山梨県庁	平成十九年四月十日	午前九時三十分
南巨摩郡	甲府市丸の内一丁目六番一号	山梨県庁	平成十九年四月十日	午前十時
南都留郡	甲府市丸の内一丁目六番一号	山梨県庁	平成十九年四月十日	午前十時三十分
甲府市	甲府市青沼三丁目五番四四号	甲府市総合市民会館	平成十九年四月八日	午後九時十五分
富士吉田市	富士吉田市下吉田八八六番地	富士吉田市立下吉田中学校	平成十九年四月八日	午後九時十五分
都留市・西桂町	都留市上谷一丁目一番一号	都留市役所	平成十九年四月九日	午前十時
山梨市	山梨市上神内川一三四八番地	山梨市勤労者福祉センター	平成十九年四月八日	午後九時十五分
大月市	大月市大月二丁目七番四三三号	大月市立大月東小学校	平成十九年四月八日	午後九時三十分
韮崎市	韮崎市本町四丁目九番二号	韮崎市営体育館	平成十九年四月八日	午後九時十五分
南アルプス市	南アルプス市吉田七九七番地	南アルプス市立豊小学校	平成十九年四月八日	午後九時
北杜市	北杜市高根町村山北割一一一番地	北杜市高根体育館	平成十九年四月八日	午後九時十五分
甲斐市	甲斐市篠原二七二八番地二〇	甲斐市竜王武道館	平成十九年四月八日	午後九時
笛吹市	笛吹市八代町南四五七番地	笛吹市若彦路ふれあいスポーツ館	平成十九年四月八日	午後九時十五分
上野原市・北都留郡	上野原市上野原三八三三番地	上野原市文化ホール	平成十九年四月九日	午前十時
甲州市	甲州市塩山上於曾一〇四〇番地	甲州市役所	平成十九年四月八日	午後九時十五分
中央市・中巨摩郡	中央市白井阿原三〇一番地一	中央市役所田富庁舎	平成十九年四月九日	午前十時

山梨県選挙管理委員会告示第二十九号

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により、公職の候補者がポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

ポスターを掲示することができる日 平成十九年三月三十日

**山梨県選挙管理委員会告示第四十号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙において、次の選挙区の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成十九年三月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

- 甲府市選挙区
- 富士吉田市選挙区
- 山梨市選挙区
- 大月市選挙区
- 韮崎市選挙区
- 南アルプス市選挙区
- 北杜市選挙区
- 甲斐市選挙区
- 笛吹市選挙区
- 甲州市選挙区

**山梨県選挙管理委員会告示第四十一号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項の規定による各選挙区の候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

選挙区名	制限額
西八代郡	五百十七万二千九百円
南巨摩郡	五百四十六万八千四百円
南都留郡	五百三十九万六千円
甲府市	五百三十六万七千五百円
富士吉田市	五百六十六万六千六百円
都留市・西桂町	五百十四万二千八百円

**山梨県議会議員一般選挙西八代郡選挙区選挙長告示第一号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の西八代郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙西八代郡選挙区

選挙長 戸栗敏

甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県庁  
 （ただし、平成十九年三月三十日午前八時三十分から午後五時までに限り、南巨摩郡  
 鯉沢町七七一番地の二南巨摩合同庁舎とする。）

**山梨県議会議員一般選挙南巨摩郡選挙区選挙長告示第一号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の南巨摩郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙南巨摩郡選挙区

選挙長 新海治夫

甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県庁  
 （ただし、平成十九年三月三十日午前八時三十分から午後五時までに限り、南巨摩郡  
 鯉沢町七七一番地の二南巨摩合同庁舎とする。）

山梨市	五百二十一万三千四百円
大月市	六百万二千円
韮崎市	六百二万九千九百円
南アルプス市	五百四十七万五千八百円
北杜市	五百六十一万八千四百円
甲斐市	五百四十八万九千五百円
笛吹市	五百四十九万四千七百円
上野原市・北都留郡	五百九十三万二千九百円
甲州市	五百十四万八千八百円
中央市・中巨摩郡	五百四十一万七千九百円

**山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区選挙長告示第一号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の南都留郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区

選挙長 山口 創 生

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

(ただし、平成十九年三月三十日午前八時三十分から午後五時までに限り、都留市田原三丁目三番三号南都留合同庁舎とする。)

**山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区選挙長告示第一号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲府市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区

選挙長 山田 泰 良

甲府市丸の内一丁目一八番一号 甲府市役所

**山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区選挙長告示第一号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の富士吉田市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区

選挙長 渡辺 光 治

富士吉田市下吉田一八七七番地 富士吉田市立産業会館

**山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区選挙長告示第一号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の都留市・西桂町選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区

選挙長 富田 一 明

都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所

**山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区選挙長告示第一号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の山梨市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区

選挙長 奥山 袈 義

山梨市小原西九五番地 山梨市役所

(ただし、平成十九年三月三十日午前八時三十分から午後五時までに限り、山梨市小原西九五番地山梨市働く婦人の家別館とする。)

**山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区選挙長告示第一号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の大月市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区

選挙長 鈴木 紀 男

大月市大月二丁目六番一〇号 大月市役所

**山梨県議会議員一般選挙韮崎市選挙区選挙長告示第一号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の韮崎市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙韮崎市選挙区

選挙長 岡田 邦 男

韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市役所

**山梨県議会議員一般選挙南アルプス市選挙区選挙長告示第一号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の南アルプス市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙南アルプス市選挙区

選挙長 中澤 淳 子

南アルプス市小笠原三七六番地 南アルプス市役所



**山梨県議会議員一般選挙北杜市選挙区選挙長告示第一号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の北杜市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙北杜市選挙区  
選挙長 三井敏彦  
北杜市須玉町大豆生田六九一番地一  
北杜市役所

**山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区選挙長告示第一号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲斐市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区  
選挙長 小宮山恒三  
甲斐市篠原二六一〇番地  
甲斐市役所

**山梨県議会議員一般選挙笛吹市選挙区選挙長告示第一号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の笛吹市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙笛吹市選挙区  
選挙長 酒井光政  
笛吹市石和町市部七七七番地  
笛吹市役所

**山梨県議会議員一般選挙上野原市・北都留郡選挙区選挙長告示第一号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の上野原市・北都留郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙上野原市・北都留郡選挙区  
選挙長 佐々木勇  
上野原市上野原三八三番地  
上野原市役所  
(ただし、平成十九年三月三十日午前八時三十分から午後五時までに限り、上野原市上野原三八三番地上野原市文化ホールとする。)

**山梨県議会議員一般選挙甲州市選挙区選挙長告示第一号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲州市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙甲州市選挙区  
選挙長 上野昭男  
甲州市塩山上於曾一〇四〇番地  
甲州市役所

**山梨県議会議員一般選挙中央市・中巨摩郡選挙区選挙長告示第一号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の中央市・中巨摩郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙中央市・中巨摩郡選挙区  
選挙長 田中利夫  
中央市臼井阿原三〇一番地一  
中央市役所

**山梨県議会議員一般選挙西八代郡選挙区選挙長告示第二号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の西八代郡選挙区において、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二條第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙西八代郡選挙区  
選挙長 戸栗敏  
一 場所 甲府市丸の内二丁目六番一号  
山梨県庁  
二 日時 平成十九年四月五日 午後五時三十分

**山梨県議会議員一般選挙南巨摩郡選挙区選挙長告示第二号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の南巨摩郡選挙区において、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二條第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日



山梨県議会議員一般選挙南巨摩郡選挙区

選挙長 新海治夫

一 場所 甲府市丸の内二丁目六番一号

山梨県庁

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区選挙長告示第二号

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の南都留郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区

選挙長 山口創生

一 場所 甲府市丸の内二丁目六番一号

山梨県庁

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区選挙長告示第二号

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲府市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区

選挙長 山田泰良

一 場所 甲府市丸の内二丁目一八番一号

甲府市役所

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時十五分

山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区選挙長告示第二号

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の富士吉田市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、

次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区

選挙長 渡辺光治

一 場所 富士吉田市下吉田一八七七番地

富士吉田市立産業会館

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時十五分

山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区選挙長告示第二号

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の都留市・西桂町選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区

選挙長 富田一明

一 場所 都留市上谷二丁目一番一号

都留市役所

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区選挙長告示第二号

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の山梨市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区

選挙長 奥山袈裟義

一 場所 山梨市小原西九五五番地

山梨市働く婦人の家別館

二 日時 平成十九年四月五日 午後六時

山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区選挙長告示第二号

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の大月市選挙区において、公職選

挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区

選挙長 鈴木 紀 男

一 場所 大月市大月二丁目六番一〇号

大月市役所

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時二十分

山梨県議会議員一般選挙韮崎市選挙区選挙長告示第二号

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の韮崎市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙韮崎市選挙区

選挙長 岡田 邦 男

一 場所 韮崎市水神一丁目三番一号

韮崎市役所

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時十五分

山梨県議会議員一般選挙南アルプス市選挙区選挙長告示第二号

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の南アルプス市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙南アルプス市選挙区

選挙長 中澤 淳 子

一 場所 南アルプス市小笠原三七六番地

南アルプス市役所

二 日時 平成十九年四月五日 午後六時

山梨県議会議員一般選挙北杜市選挙区選挙長告示第二号

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の北杜市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙北杜市選挙区

選挙長 三井 敏 彦

一 場所 北杜市須玉町大豆生田六九一番地一

北杜市役所

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時十五分

山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区選挙長告示第二号

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲斐市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区

選挙長 小宮 山 恒 三

一 場所 甲斐市篠原二六一〇番地

甲斐市役所

二 日時 平成十九年四月五日 午後六時

山梨県議会議員一般選挙笛吹市選挙区選挙長告示第二号

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の笛吹市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙笛吹市選挙区

選挙長 酒井 光 政

一 場所 笛吹市石和町市部七七七番地

笛吹市役所

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時

**山梨県議会議員一般選挙上野原市・北都留郡選挙区選挙長告示第二号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の上野原市・北都留郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙上野原市・北都留郡選挙区

選挙長 佐々木 勇

一 場所 上野原市上野原三八三番地

上野原市役所

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時十五分

**山梨県議会議員一般選挙甲州市選挙区選挙長告示第二号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲州市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙甲州市選挙区

選挙長 上野 昭 男

一 場所 甲州市塩山上於曾一〇四〇番地

甲州市役所

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時十五分

**山梨県議会議員一般選挙中央市・中巨摩郡選挙区選挙長告示第二号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙の中央市・中巨摩郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県議会議員一般選挙中央市・中巨摩郡選挙区

選挙長 田 中 利 夫

一 場所 中央市白井阿原三〇一番地

中央市役所

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時三十分

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番